

「令和7年・2月度の町会活動」ご報告

令和7年2月16日

南池袋二三四町会 会長 副会長 役員

<はじめに>

令和7年、穏やかな新年を迎える事が出来ましたが、瞬く間に「節分」、「立春」が過ぎました。例年に無い厳しい寒波も去り、梅がほころび、桜の芽も少しずつ大きくなり、春に向かう三寒四温が楽しみです。

幸いインフルエンザ、コロナは落ち着いたようですが、早くも花粉が飛び始めたようです。会員の皆様も充分にご自愛ください。

<1>主要行事・活動状況

(1)「東通り整備計画」の説明（豊島区都市整備部道路整備課）

- ①現在工事中の「環5の1号線」が完成すると、「富士火災通りが左折のみ（直進、右折禁止）に成る」計画です。その場合「特に東通りの交通量増加」が予測されるので、その「通行規制、道路整備等の対策計画、整備スケジュール案」等について町会への説明が有った。
- ②なお、「環5の1号線」開通予定は令和10年（但し計画延伸の可能性がある）。

(2)「敬老会」の報告（推進担当；小沢副会長、奈良副会長）

- ①11月24日（日）50名を超える大勢の皆様にご参加頂きました。
「高齢者向け防災講座」で約50分間学んだ後、「東京音大 TCM オーケストラ」による「フォーレのピアノ四重奏」を目の前で奏でる5人の学生さんのライブ演奏を鑑賞しました。
- ②演奏に引き続き、オーケストラを伴奏に参加者全員が「ふるさと」や「花は咲く」を合唱・・・客とオーケストラが一体となり感動的なフィナーレを迎える事が出来ました。
- ③お互いの健康を確認し敬老会を楽しんだ後、お昼のお弁当をお持ち帰り頂きました。

(3)「新生児、新成人、新入学児童のお祝い」報告（推進担当；舘野部長）

- ①「新生児」；5名、 「20歳（新成人）」；5名

－新生児、20歳の皆様の門出を祝福し、お祝い金をお届けしました。

②「新入学児童」；9名

－来月中旬に新入学をお祝いし、お祝い金をお届けします。

③ご参考；3年間の推移

－「新生児」；12名（令5）⇒ 5名（令6）⇒5名（令7）

－「20歳」； 5名 ⇒ 9名 ⇒5名

－「新入学」； 9名 ⇒13名 ⇒9名

(4)「防災講演会」「災害時避難行動要支援者名簿」の報告（防災部；北村部長）

①「防災講演会」を12月14日（土）に実施。会場（区民ひろば南池袋）に29名、オンライン参加7名で「マンション防災基礎編」を学んだ。災害時に地域の関連組織と連携する事を意識し、昨年からの福祉関係組織の4名に加え今年は飛鳥未来高校教員、明大ボランティアサークルからの参加・協力もあり、今後の交流・発展が期待されます。

②令6年12月に「災害時避難行動要支援者名簿」が豊島区から会長に提供されました。町会活動が福祉活動と融合する事案であり、当町会では「要援護者プロジェクト」を立ち上げ慎重・丁寧に対応協議を進めて参ります。

(5)「新春の集い」報告（推進担当；中沢副会長）

①「“新春の集い”に相応しい日」と選んだ2月2日、節分の日。降雪の予報は外れましたが肌寒い雨模様、足元の悪い中でしたが42名もの皆様に参加頂きました。バイエルンの多彩なお料理と飲み物を楽しみながら賑やかに新春を祝うことが出来ました。

②ご多忙のなか4人の区会議員さんもお参加下さいました。10名の方が今回初めて参加下さいましたし、6家族が揃って参加下さいました。町会の新春の集いに相応しく多彩な皆様が集い親睦・交流を深め楽しい時間を共有する事が出来ました。

(6)「広報部の活動」報告（広報部；大崎部長）

①「HPによる町会広報活動」は会員・学校・豊島区・関係機関にも浸透・拡大し、その効果も着実に表れています。

HP 運営中に発生した問題、例えば「町会への問い合わせメールの対応方法」、「HP を掲載する場合の掲載希望者と HP 担当者間のルー化」等、課題が発生

した時点で方法を検討・明確化して運営の改善努力に努めている。

②来年度は「一層の広報浸透率」拡大のため、「*町会LINE公式アカウント」の導入検討を開始した。

*PUSH型情報一斉通信が可能なサービス

(7)「令和7年度の町会活動について」(会長；磯貝)

①町会が大きく変貌する中、「今後の町会活動の方向・方法」を議論する上で考慮すべき項目を提起した。

(例)「大型マンション^{再建1月X居}2棟^{1500世帯}の完成」「コロナの爪痕」「町会活動の対象者」「会員の皆様のご意向把握」

②令7年度実現を目指す具体的なテーマ(案)を提起した。

(例)「LINE活用の“デジタル役員会”」の実現

「LINE活用のPUSH型一斉送信“町会LINEアカウント”」の実現

<2>「訃報のご報告」(互助部；小沢副会長)

様 (享年88歳) 令和6年12月12日ご逝去

様 (享年89歳) 令和6年12月23日ご逝去

心よりご冥福をお祈りいたします。町会からお香典をお届け致しました。

<3>「令和6年度9月期・区政連絡会(2月6日開催)」報告(磯貝)

(1) 目白警察署からのお知らせ

①国際電話番号による特殊詐欺が急増中！！

－「+1」や「+44」から始まる番号の電話には「出ない、掛けなおさない」よう注意下さい。

②海外電話が不要な方は「発信・着信を無償で休止」出来ます。

－申し込み・問い合わせ先；0120-210-364

③「闇バイトは犯罪」です。直ぐに相談下さい。 ⇒ 揭示

－「#9110」；警察相談、「110」；緊急時、

「03-3580-4970」；ヤング・テレフォン・コーナー

(2)「令7年度・合同防災訓練計画」及び「ボランティア保険加入手続き」

①合同防災訓練「救援センター開設・運営訓練」

－令和8年2月15日、南池袋小学校

⇒詳細は後日お知らせいたします。

②「ボランティア保険加入手続き」

－対象者；「災害時要援護者」の支援者となっている方

⇒「防災部（北村部長）が取り纏め豊島区・担当に申請致します。

(3) 令7年度・国勢調査の「調査員の推薦及び説明会の日程確認」について

①10月1日を期日に実施。

②多数の調査員が必要；町会推薦をお願いする（締切り3月31日（月））。

－「担当区域数は34」、1名で複数区域担当も可能

－調査員希望者ご本人の了承が必要、推薦不可能な区域の場合は空欄が良い。

⇒5年に一度の大変重要な調査です。「総務部（奈良部長）」で「調査員推薦者名簿」を取り纏めますが皆様のご協力をお願い致します。

③なお、調査員推薦者は「説明会への出席が必要」ですので、説明会受講の予定日も記入が必要です。

(4) 令7年度「ごみゼロデー」の実施 ⇒ 回覧

①「としまがいちばんきれいになる日」をめざして実施します。

「5月末実施予定」ですが、詳細はこれから衛生部（大野部長）で決定し、後日、連絡致します。皆様のご参加・ご協力をお願い致します。

(5) 令7年度「民生委員・児童委員の一斉改選に伴う候補者推薦の依頼

①令7年12月1日、3年に一度の一斉改選を迎えます。この度、町会長宛の

「新しい委員の推薦依頼」を頂きました（推薦書の提出期限は4月7日）。

⇒委員の身分・要件は下記*の通りです。ご関心のある会員は是非会長までご連絡頂きたいと存じます。

*身分；東京都の非常勤公務員、任期；3年間、活動費；月額一万五千元

年齢；新任72歳未満、再任77歳未満、居住；担当近隣に3年以上居住

(6) 「町会・自治会つながりフェスタ」の開催（主催；東京都）

①3月15日（14:00～16:30、新宿NSビル3階G会議室

②テーマ；オープントーク、交流文科会、各分科会の全体共有

③申込み；<https://form.servicegrant.or.jp/mytown-seika2024>

締切り 3月 12日

(7)「社会貢献活動見本市」の開催（主催；としま NPO 推進協議会）

①2月 22日（土）、豊島区本庁舎 1階としまセンタースクエア

②プログラム

－約 50 団体のパネル展示 ; 10 : 00～17 : 00

－豊島区あるあるクイズ ; 17 : 30～18 : 15

－ミニコンサート ; 18 : 15～18 : 30

－表彰式/交流会 ; 18 : 30～19 : 30

以上

豊島区

Toshima Smoking Rules

豊島区吸烟规定

たばこルール

豊島区では、吸う人も吸わない人も、誰もが気持ちよく過ごすために、条例でルールを定めています。

Toshima City has established rules on smoking to ensure that smokers and non-smokers alike can spend their time here in comfort.

为了同时给吸烟与不吸烟人士提供舒适的生活环境、
丰岛区吸烟相关条例规定如下。

みんなで守ろう

住む人



働く人



訪れる人



全ての人



01 区内全域の道路や公園などの公共の場所で喫煙することは禁止されています。たばこは指定の喫煙所で吸いましょう。

Smoking is prohibited on streets and in parks, and in all other public spaces throughout the city. Please smoke in the designated smoking spaces.

全区内道路及公园等公共场所禁止吸烟。
请至指定的吸烟点吸烟。



02 区内全域で、ポイ捨ては禁止です。安全できれいなまちにしましょう。

Littering is prohibited within the city. Take your trash with you to keep the city safe and clean.

全区内禁止乱扔垃圾。请维护街区安全整洁。



03 駐車場などの民間私有地でも、煙の向き等を考えて周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮しましょう。

Even when smoking in parking lots or other privately owned spaces, please be considerate of those nearby to prevent second-hand smoke inhalation.

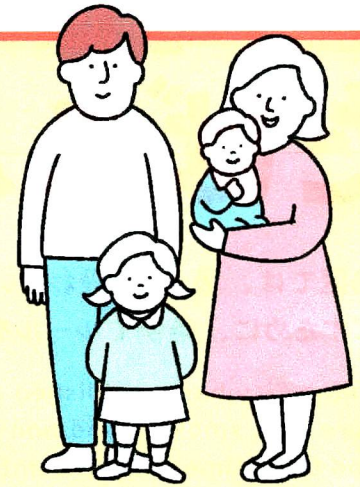
在停车场等民间私有地吸烟时、请注意烟雾方向、
避免让周围的人被动吸烟。



健康のために、禁煙しませんか？

⚠ 喫煙に関する病気による死亡者数は年間19万人

たばこには70種類以上の発がん性物質が含まれ、心臓病、脳卒中、COPDなど様々な病気を引き起こすリスクを高めます。



⚠ 受動喫煙によっても、喫煙者と同様のリスクがあります

たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にはニコチンやタールなど多くの有害物質が主流煙の数倍含まれています。特に子どもは体が小さく悪影響が出やすいです。

虚血性
心疾患
1.3倍

乳幼児
突然死
症候群

肺がん
1.28倍

呼吸器
疾患

脳卒中
1.24倍

中耳炎



子どもや胎児は自分の意志でたばこの煙を避けることができません。周りにいる大人が守ってあげることが必要です。

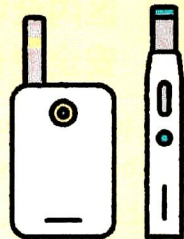
ご家族やご自身の健康のために
禁煙しませんか！

禁煙は何歳からはじめても
効果があります。



⚠ 新型たばこなら大丈夫？

「加熱式たばこ」や「電子たばこ」を使用する人が増えています。有害物質や、発がん性物質が含まれていることは明らかになっていますが、販売されてからの年月が浅いため、長期的な健康リスクについてはよくわかっていません。



⚠ つらい禁煙から楽な禁煙へ

- 禁煙外来
治療条件を満たせば、健康保険で治療することができます。
- 禁煙補助剤
医療機関や薬局で購入できます。離脱症状を軽くする効果があります。



⚠ 子どものためにも禁煙したいと考えている方へ

豊島区では、指定医療機関に通院し禁煙治療を完了した区民に禁煙外来治療費を助成しています。

対象

区内在住で、妊婦本人および妊婦や18歳未満の子とも同居する方などで、禁煙意思のある方（健康保険で禁煙治療を受けることができる方に限る） ※禁煙治療開始前に登録手続きが必要です。



町内会員の皆様へ



区民交通傷害団体加入申し込みの斡旋

令和7年2月吉日

南池袋二三四町会 交通部 島田 孝

(03-3984-3583)



区民交通傷害保険は、豊島区が窓口となっている区民のための保険です。国内外で交通事故にあわれて、ケガをされた場合に保険金が支払われます。保険料は掛け捨てです。保険期間は4月1日から1年間です。

- 保険対象
- 1) 搭乗している車両の衝突・墜落・転覆・火災・爆発等
 - 2) 搭乗している車両からの転落
 - 3) 車両に搭乗していない場合の運行中の車両との衝突・接触等
- *詳しくはリーフレット参照

自転車損害保険の加入が都条例により令和2年4月から自転車利用者は、義務化されましたのでご考慮下さい。

加入を希望する方は、「申込書」に記入し回覧板に添付して下さい。後に班長さんが保険金を集金に伺います。 班長→地区委員→交通部長
(注記)

- 記入文字は分かりやすく、氏名にはフリガナも書いて下さい。
- 「申込書」②本人控 ページを一時自身で保管下さい。
- 「申込書」は五枚つづりに成っています。筆圧が弱いと最終ページがコピーされていない場合がありますので注意下さい。
- 地区と班を「申込書」右下欄外空白に記入して頂けると有り難いです。
(例: “4-13” 4地区13班)

<アパート・マンション関係>

ブリリアタワー>館野s アウルコート/リビオメゾン>小沢s パークタワー>鈴木s
シーフォルム南池袋>杉本s メゾンハギ>臼井s アナブキセザール/レディビー
イケダ>小沢s エステムプラザ>磯貝s その他>島田

<保険金合計の8%が報奨金として町内会に支払われます>

3月19日(水)までにお願ひします。

令和7年度

「豊島区民交通傷害保険」

団体加入のご案内



区民交通傷害保険は、豊島区が窓口となっている区民の皆さまのための保険です。

日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金をお支払いする制度です。また、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度もございます。

保険内容の詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。

☆☆ 区民交通傷害保険の主な内容 ☆☆☆

申込期間	令和7年2月3日(月)から3月31日(月)まで ※団体(町会等)によって別に申込期限を設けている場合があります。 詳しくは団体の担当者へお問い合わせください。			
申込資格	令和7年4月1日時点で豊島区にご住所のある方および在勤者・在学者 (年齢や職業、国籍による加入制限はありません。)			
保険期間	令和7年4月1日(午前0時)から令和8年3月31日(午後12時)まで1年間 ※令和6年度に区民交通傷害保険にご加入されている方の保険期間は、令和7年3月31日で期間満了となります。			
一時払保険料 と保険金額	コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
	XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
	A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
	B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
	C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)
※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。 ※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース (XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。 ※保険料は掛け捨てになります。 ※入院や通院治療日数、賠償金に応じて保険金をお支払いします。 ※対象となる事故等の詳細は、裏面またはリーフレットをご覧ください。				
ご加入の 手続き	・加入している団体(町会等)の担当者までお問い合わせください。 団体の担当者が皆さまのお申込みを取りまとめて、加入手続きを行います。			

本チラシは、概要のご説明です。詳細につきましては、リーフレットをご覧ください。下記お問い合わせ先までご照会ください。

【お問い合わせ先】

○豊島区区民部区民活動推進課管理グループ(区民交通傷害保険窓口)
 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 東13
 (電話) 03-4566-2311 平日午前9時から午後5時まで

【引受保険会社】

○損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 東京公務課
 新宿区西新宿1-26-1
 (電話) 03-3349-9666 平日午前9時から午後5時まで

回 覧									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区民交通傷害保険・自転車賠償責任プランの対象となる事故について

区民交通傷害保険・自転車賠償責任プランの対象となる事故は、下記のいずれかに該当する
場合です。以下の事例につきましては、過去に支払対象となったものです。なお、事故の
状況等によって支払対象となるか否かは異なりますので、**必ず損保ジャパン事故サポートセ
ンターまでお問い合わせください。**

〈事故が起こった場合・保険金ご請求時の連絡先〉

損保ジャパン事故サポートセンター 0120-727-110 (24時間365日対応)

区民交通傷害保険について

1 被保険者が搭乗している車両の衝突、つい落、転覆、火災、爆発等

【対象となった事例】

- ・自転車運転中、身体が、停車している車両に接触し負傷した
- ・自転車運転中、強風で飛んできた物が身体にあたり負傷した

【対象とならなかった事例】

- ・乗車していた電車・バスが停止したとき、車内で転倒し負傷した

2 被保険者が搭乗している車両からの転落

【対象となった事例】

- ・自転車で転倒してケガをした

【対象とならなかった事例】

- ・自転車運転中、転倒しなかったが手足を痛めた

3 被保険者が車両に搭乗していない場合の運行中の車両と衝突・接触等

【対象となった事例】

- ・歩行中、交差点で走行してきた自転車と衝突したため転倒し負傷した

【対象とならなかった事例】

- ・歩行中、後方からきた人に押されて転倒し負傷した
- ・歩行中、自転車などを避けようとして転倒し負傷した

自転車賠償責任プランについて

1 日本国内において被保険者が自転車(*)を運転中に発生した加害事故への補償

【対象となった事例】

- ・自転車運転中、車と接触して車をキズつけた
- ・自転車運転中、他人と接触し負傷させた

【対象とならなかった事例】

- ・自転車運転中、電柱に衝突し自分の自転車が破損した
- (*)自転車には身体障がい者用車いすを含みます。

被害事故補償プランについて

1 犯罪行為による被害事故、ひき逃げによる被害事故への補償

【対象となった事例】

- ・走行中、ひき逃げにあい、転倒して死亡した

【対象とならなかった事例】

- ・歩行中、ひき逃げにあい、転倒して軽傷を負った(所定の重度の後遺障害の場合は対象)

令和元年10月1日より、「豊島区自転車の安全利用に関する条例」の一部が改正され、自転車損害保険等の加入が義務化されました。また、近年、自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど、自転車事故に対する社会的責任の重みが増してきております。

自転車を運転される方は、自転車賠償責任プランへのご加入をおすすめします。